

やまがた教育パートナーズ実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、子どもの学びに貢献する意欲のある企業や団体等（以下「企業等」という。）を山形県教育委員会が認定して広く周知することにより、企業等との連携を促進し、子どもの体験活動を充実させるとともに、社会全体で教育活動に参画していく意識の醸成を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利用団体 次に示す学校等をいう。

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- ③ P T A、子ども会育成会、放課後児童クラブ
- ④ 公民館・コミュニティセンター等、青少年教育施設、図書館（室）、博物館
- ⑤ 家庭教育の支援活動を行う団体
- ⑥ 上記以外の子どもや子どもに関わる大人の学習・体験活動の充実・活性化を図ることを目的とした活動を行う団体

(2) 教育支援活動 次に示す活動をいう。

- ① 子どもの企業見学、就業体験等の受入れ
- ② 探究学習支援
- ③ 利用団体への講師・指導者の派遣（出前授業等）
- ④ 施設や物品の貸出し
- ⑤ その他協力可能な教育活動への支援

(認 定)

第3条 山形県教育委員会は、「やまがた教育パートナーズ」の目的に賛同し、次に掲げる要件を全て満たす企業等をパートナーとして認定する。

(1) 第2条に掲げる教育支援活動のいずれか一つ以上を提供する意思があること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ② 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(3) 労働関係法令を遵守していること。

(4) 公序良俗に反する事業を行うおそれがないこと。

(5) 法令等の規定により子ども、若者の立ち入りが規制されている施設を運営していないこと。

(認定の申請)

第4条 認定を希望する企業等は、認定申請書（様式第1号）及び支援情報登録票（様式第2号）を山形県教育委員会あて提出するものとする。

(認定証の交付)

第5条 山形県教育委員会は、前条の規定により認定申請書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときに認定証を交付するものとし、認定しないときは、その旨を通知するものとする。

(支援情報の登録)

第6条 第3条により認定されたパートナーに係る支援情報登録票の内容は、県が管理する郷土を知る情報ポータルサイト「ふるさとやまがた発見ナビ」で公開する。

(教育支援活動の実施)

第7条 利用団体は、「ふるさとやまがた発見ナビ」で公開するパートナーの情報を参考に、パートナーへの教育支援活動の依頼を行う。

2 前項の依頼を受けたパートナーは、原則として無償で教育支援活動を実施するものとする。

3 パートナーは、教育支援活動を実施するにあたり、教材費等の経費が生ずる場合は、前項の規定に関わらず、利用団体と費用の負担について協議を行うことができる。

4 パートナー及び利用団体は、前項に規定する費用負担の他、教育支援活動の実施に必要な事項について合意の上、協働して活動に当たるものとする。

(パートナーの責務)

第8条 パートナーは、教育支援活動を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 教育基本法第14条第2項に規定する政治的活動及び同法第15条第2項に規定する宗教的活動を行わないこと。
- (2) 営利を目的とした活動を行わないこと。
- (3) 山形県青少年健全育成条例に違反しないこと。
- (4) 活動を通じて知り得た個人情報等を目的外に利用し、又は第三者に提供しないこと。

(教育支援活動の報告)

第9条 パートナーは、教育支援活動後2週間以内に、実施報告書(様式第3号)を山形県教育委員会に提出しなければならない。ただし、パートナーが「ふるさとやまがた発見ナビ」で活動実績の公表を希望する場合は、実施報告書に代えて活動記録 公表依頼書(様式第4号)を山形県教育委員会に提出するものとする。この場合は、実施報告書の提出は不要とする。

(パートナーの権利等)

第10条 パートナーは、「やまがた教育パートナーズ」の名称やロゴマークを、規定に則り使用することができる。

2 パートナーは、教育支援活動の分野や内容、教育イベント情報等を、イベント等掲載依頼書(様式第5号)を山形県教育委員会に提出することにより、「ふるさとやまがた発見ナビ」及び山形県ホームページ(以下「県ホームページ等」という。)に掲載することができる。

(認定期間)

第11条 パートナーとしての認定期間は3年間とし、以降、自動更新とする。

(活動状況等の公表)

第 12 条 山形県教育委員会は、パートナーから提出された実施報告書及び活動記録公表依頼書を取りまとめ、パートナーの教育支援活動の状況を山形県ホームページ等で公表する。

(利用団体による教育支援活動の評価)

第 13 条 利用団体は、企業等による教育支援活動をさらに充実させることを目的とし、取組み評価報告書(様式第 6 号)を山形県教育委員会へ提出することにより、取組みの評価を当該企業等へ伝えることができる。

2 山形県教育委員会は、利用団体と企業等の了承を得た場合、評価内容を公表することができる。

(登録情報の変更等)

第 14 条 パートナーは、支援可能活動等の情報に変更がある場合は、支援情報登録票変更届(様式第 7 号)を速やかに山形県教育委員会に提出しなければならない。

2 パートナーを辞退する場合は、パートナー辞退届(様式第 8 号)を速やかに山形県教育委員会に提出しなければならない。

(取消し)

第 15 条 山形県教育委員会は、パートナーが以下に該当する場合、認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第 2 項に規定するパートナー辞退届の提出があった場合
- (2) 3 年以上にわたり相当の理由なく支援活動を行っていない場合
- (3) パートナーとしてふさわしくないと山形県教育委員会に認められた場合

(事務局)

第 16 条 「やまがた教育パートナーズ」の事務局を山形県教育局生涯教育・学習振興課に置く。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか「やまがた教育パートナーズ」に関わる必要な事項は、山形県教育局生涯教育・学習振興課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 10 月 16 日から施行する。